

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は昭和49年9月頃、国民年金保険料が支払やすい金額だったので、将来、年金が少しでももらえるようにと思い、自身から加入して保険料を支払っていた。当時は、一度でも抜けたら年金がもらえなくなると聞いていたので、気を付けており未納は無かったと思う。

年金受給の手続に行った際に未納期間があると知らされ、一旦は諦めたが、やはり未納とされていることは納得できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に国民年金に任意加入して以降、前後が第3号被保険者期間である1か月間の未納期間及び申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月間と短期間である上、申立人の夫によると、当時、申立期間中に転居が明らかであったことから、夫がそれまで申立人の国民年金保険料の納付に使用していた口座振替用の銀行口座を廃止したため、転出入手続時に市役所で申立期間の納付書入手し申立人に手渡したと、当時の状況を具体的に陳述しており、納付意識の高い申立人が、納付書入手したまま国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、転入後の申立人に係るA県B市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立期間を含めて昭和54年度は全て「他市徴収」と記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 58 年 4 月に会社（厚生年金保険適用事業所）を退職後、自営業を始めたが、国民年金の切替手続を忘れていた。

しかし、時期ははっきりとは覚えていないが、A 県 B 市役所から電話で「今だったら間に合うので、手続して下さい。」と言われたため、同市役所勤務の友人に相談し、手続を行うとともに、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を遡って納付することにしたと思う。

遡った期間の国民年金保険料は、加入後、自宅に郵送されてきた納付書で、私の妻が納付期限に遅れないように郵便局及び銀行に行き、前の期間から順番に納付できる期間を埋めるように納付していった。

妻は、最初の頃は毎月程度こまめに納付していたが、後半になると半年程度まとめて一括納付していたと思うので、申立期間の 6 か月分の保険料は一括で納付したと思うと言っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 58 年 4 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、61 年 10 月 9 日に国民年金の再加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に遡って国民年金被保険者資格を取得しているところ、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとするその妻は、前の期間から順番に納付できる期間を埋めるように保険料を納付したと陳述しているところ、B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間前の昭和 59 年 12

月の保険料が時効到来直前の 62 年 1 月に過年度納付された以降は、61 年 3 月までの保険料はおおむね 2 か月分ずつ過年度納付されており、また、申立期間後の同年 10 月から 62 年 3 月までの保険料は、63 年 12 月に一括で過年度納付されていることが確認できることから、最初の頃は毎月のようにこまめに納付していたが、後半は 6 か月程度まとめて納付するようになったと思うとの陳述と符合し、国民年金に再加入した以降は、過年度納付により未納を解消する努力がうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、夫婦の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間を含め未納は無く、また、昭和 62 年 5 月以降は夫婦共に口座振替による保険料の納付がされているなど、納付意識の高さがうかがえ、申立人の申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、B社の総務担当者は、「申立期間当時は、A社からB社への社名変更に伴う社員の転籍を行った時期であり、申立人の在籍を証明する書類は残っていないが、通常、社名変更により、派遣先及び派遣先での業務内容の変更は、いずれも行わないことから、申立人も継続して同様の業務に従事していた

ものと考えられる。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち一人から提出されたB社発行の在籍証明書を見ると、A社からB社に継続して勤務しており、同社への異動日は平成元年3月1日であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後もA社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、上記の元同僚のうち一人から提出されたB社発行の在籍証明書を見ると、A社からB社に継続して勤務しており、同社への異動日は平成元年3月1日であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社から子会社のB社へ出向していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の担当者、申立期間当時の元上司及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もA社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に出向したとする元同僚が保管している給与明細書を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該同僚は、「申立人は、申立期間の前後も継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 1 日から 18 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた額よりも低額になっていることが分かった。

給与明細書及び普通預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 16 年 5 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月、同年 11 月から 17 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 18 年 1 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、給与明細書の無い平成 16 年 8 月、同年 10 月、17 年 5 月及び同年 9 月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与振込口座の預金通帳の写しから確認できる給与振込額は、その前後の月とほぼ同額となっており、前後の期間の給与明細書により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主から回答が得られないものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年8月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、16年8月は15万円、同年9月は18万円、同年10月は15万円、同年11月は17万円、同年12月は18万円、17年1月は16万円、同年2月及び同年3月は18万円、同年4月は16万円、同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月16日から17年8月16日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間も、A社にそれ以前と同様に勤務しており、給与から継続して厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票及びA社から提出された社員名簿、給与台帳並びに同社の事業主の陳述等から判断すると、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額は、前述の給与明細書及び給与台帳から確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成16年8月は15万円、同年9月は18万円、同年10月は15万円、同年11月は17万円、同年12月は18万円、17年1月は16万円、同年2月及び同年3月は18万円、同年4月は16万円、同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、同社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が、平成16年8月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から17年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月16日

ねんきん定期便から、A社において平成20年12月16日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

平成20年12月分賞与に係る支給額及び社会保険料控除額が確認できる給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書、A社提出の賃金台帳及び金融機関口座の振込明細記録から、申立人が、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所提出のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成20年12月支払）を見ると、申立人に係る賞与額が記入されていないことが確認できる上、事業主も保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年12月16日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月28日から同年8月10日まで

C社から関連会社のA社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にC社からA社に異動したとする同僚の陳述から判断すると、申立人が両社に継続して勤務し（C社から関連会社であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料が無く、申立人及び上記同僚も覚えていないとしているが、C社は、申立期間の始期である昭和32年7月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、兩人共に申立期間の給与はA社から支給されていたと陳述していることから、同社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の人事記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社B支店に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変化がなかったことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間も当社に継続して勤務しており、B支店で支給された給与から、申立期間の厚生年金保険料を控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社B支店に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変化がなかったことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間も当社に継続して勤務しており、B支店で支給された給与から、申立期間の厚生年金保険料を控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月26日から同年12月1日まで
A社からグループ会社のB社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。

申立期間も継続して勤務し、給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社のグループ会社であるC社から提出された人事記録、総勘定元帳、同社の回答並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動先のB社は、昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、C社は、申立期間にB社で勤務していた申立人について、申立期間も引き続きA社で厚生年金保険に加入させるべきであったとしていることから、同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとして、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月26日から同年12月1日まで
A社からグループ会社のB社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。

申立期間も継続して勤務し、給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、総勘定元帳、同社の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もB社に継続して勤務し（A社からグループ会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動先のB社は、昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、A社は、申立期間にB社で勤務していた申立人について、申立期間も引き続きA社で厚生年金保険に加入させるべきであったとしていることから、同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとして、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に、資格喪失日に係る記録を32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、30年5月及び同年6月は8,000円、32年2月から同年4月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和30年5月及び同年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る昭和32年2月から同年4月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
② 昭和32年2月21日から同年5月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社提出の人事記録及びA社に勤務していた複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社D工場から同社C事業部に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「A社に入社して1か月後に、同社D工場から同社E工場内のC事業部に異動した。」と陳述しているところ、前述の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間①も継続してA社C事業部に勤務していた。」と陳述していること、及びA社の元総務担当者は、「申立期間①当

時、A社は、工場をF県からG県に移転していた時期であり、申立人は、同県に在ったE工場に勤務する従業員として採用されたのではないかと陳述していることから判断すると、申立人は、昭和30年5月21日時点で、既に同社C事業部に勤務していたと考えられることから、同社C事業部における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、A社C事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同事業所は昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではない。しかし、同社に勤務していた複数の元従業員の陳述によれば、申立期間①における同事業所の従業員数は5人以上であったと推認されることから、同事業所は、申立期間①において既に当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C事業部は申立期間①において適用事業所の要件を満たしながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社提出の人事記録及びA社に勤務していた複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C事業部から同社H事業部に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の元総務担当者提出のA社の組織に関する一覧表により、同社H事業部は昭和32年5月に設立されたことが確認できることから、同社C事業部における資格喪失日を同年5月2日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和32年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、同僚のうち一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、同僚のうち一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年12月まで

私は、母から国民年金被保険者資格の取得の知らせを受けた。その後、私が結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた母は既に亡くなっているため、当時の保険料の納付状況は分からないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期等について調査すると、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和47年4月1日に発行されていることが同手帳により確認できるほか、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、同年4月頃に、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、43年5月31日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、その記録は申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日とも一致している。

この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、昭和44年12月以前の期間は既に時効が成立しており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、昭和45年1月から同年12月までの期間は時効成立前の過年度納付が可能な期間であるが、申立人の特殊台帳を見ると、昭和45・46年度欄に当時A県下の社会保険事務所(当時)で用いられていた「現1」のゴム印(1月に現金納付(過年度納付)の意味でB県下での使用は確認されていない。)とともに、

「46. 1～47. 3」の記載が確認できることから、申立期間直後の昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を、結婚後の A 県 C 市において過年度納付したものと推認され、当該納付が行われるまで当該期間は未納期間であり、その直前の 45 年 1 月から同年 12 月までの保険料のみを、申立人の母親が結婚前の住所地である B 県 D 区において過年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って来ていたとするその母親は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び保険料の具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立人の母親が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地である D 区を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も、国民年金手帳は、結婚前に母親から手渡された現在所持する国民年金手帳 1 冊だけであると陳述している。

このほか、申立期間は 2 年 8 か月間に及び、これほどの長期間にわたり納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私の年金記録を見ると、平成4年1月から同年3月までの3か月間が未納となっている。

申立期間当時、私は学生であったため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、亡くなった母に任せており、私自身は関与していなかった。

しかし、母は、A県B市で加入手続を行い、D郵便局で定期的に国民年金保険料の納付を行っていたと思う。

また、母は会社の経理を担当しており、キッチリした性格であったので、一部の期間を納付せずに放置することは考えられないし、申立期間直後の4年間は、私が大学に入学し、C県に住んでいた(住民票はB市のまま)にもかかわらず、国民年金保険料を完納してくれており、その直前の3か月間のみ納めないということはあるまい。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月に、その母親が国民年金の加入手続を行ったはずであると陳述している。しかし、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金被保険者となった日の欄の平成4年1月4日の記載の下に、当該被保険者資格の取得手続が5年3月24日に行われたことを示すスタンプが確認できる上、B市の電算記録でも加入届出日は同日となっていることから、陳述の加入時期と符合しない。

また、申立人は「当時は学生であり、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、全く関与していない。」と陳述している一

方、申立人が加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界しており、加入手続及び保険料の納付に係る当時の状況を確認することができない。

さらに、B市の電算記録においても、申立期間は未納とされている上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその姉も申立期間は未納とされている。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすこともできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6487 (事案 3502 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 63 年 9 月まで

私は昭和 57 年 1 月に、区役所に出向き最初の 1 か月の国民年金保険料を納付した。

昭和 57 年 2 月からは口座振替で、未納無く国民年金保険料を納付してきたはずである。

国民年金保険料額は全く覚えていないが、申立期間に係る保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、どうしても納得できず、新たな資料等は無いがもう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月 6 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、制度上、申立期間の国民年金保険料を区役所及び口座振替により納付することはできないこと、ii) 当時は、特例納付実施期間にも当たっていないことから、申立期間の保険料を特例納付することもできないこと、iii) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかったこと、iv) 申立期間は 81 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、21 年 11 月 6 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から再申立てがあったが、新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6488 (事案 3501 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年12月まで

昭和56年4月頃、夫の国民年金の加入手続のため区役所に行った際に、担当者から20歳まで遡って納付できると聞き、その場で20万円ないし30万円を納付した。

国民年金保険料を一括して納付した後、家族に夫の保険料を全て納付してきたと話したことを覚えている。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納付できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、どうしても納付できず、新たな資料等はないがもう一度審議してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年4月10日時点においては、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 当時は、特例納付実施期間にも当たっていないことから、申立期間の保険料を特例納付することもできないこと、iii) 申立人の妻は、申立期間の保険料として、20万円ないし30万円を区役所で納付したと申し立てているが、制度上、区役所で過年度保険料及び特例納付保険料を納付することはできず、申立内容と符合しないこと、iv) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、国民

年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から再申立てがあったが、新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年9月までの期間及び54年9月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年9月まで
② 昭和54年9月から57年3月まで

私の年金記録を見ると、昭和42年4月から国民年金の被保険者となっている。その頃は、県外の短期大学に通っていたが、実家のA県B市（現在は、C市）から住民票は移動させていなかったため、父が同市で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

昭和43年3月に短期大学を卒業後、帰省し会社に勤務していたが、厚生年金保険には加入できなかったため、45年10月に結婚するまで継続して国民年金の被保険者となっていた。

申立期間①の国民年金保険料は、自宅にD組織の役員が当番で集金に来ており、母が役員に現金を渡して納付していたと思うが、両親は既に死亡しており事情を聞くことができない。

申立期間②については、サラリーマンの妻であったため国民年金には任意加入であったが、テレビの年金問題を扱った番組を見て不安になって、昭和54年9月頃にE県F市役所G支所で自身で任意加入手続を行った。

申立期間②の国民年金保険料は、毎月、自身で夫の給料日である25日の後にG支所の窓口を持参し、保険料を納付して領収証書を受け取っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は昭和54年9月頃に行われていることが確認でき、申立

人は、この頃に42年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認され、申立人の陳述する加入時期と符合しない上、当該手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続をB市の実家近くの同市役所H支所（現在は、C市役所I出張所）で行ったと思うと陳述しているが、同市の国民年金被保険者名簿を調査したが、申立人に係る記録は見当たらず、申立人も国民年金の加入手続をした場合に交付される国民年金手帳について、その両親から話を聞かされたこと及び受け取ったりした覚えはないなどと陳述しており、同市での加入に係る状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付した際、その場に居合わせたこともあったと思うと陳述をしているが、C市では、「当時はD組織を通じて、国民年金保険料以外に国民健康保険料及びその他公金も一緒に集金していたはずである。」と回答しているところ、集金されていた費目及び保険料額などについて申立人の記憶は明確でない。

次に、申立期間②について、申立人はテレビで年金問題を扱った番組を見て不安になり、F市役所G支所窓口で国民年金に加入したと陳述しているところ、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間は任意加入期間とされており、任意加入被保険者としての資格得喪手続が行われたことは確認できるものの、同市での国民年金保険料の納付を示す事跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、毎月、その夫の給料日である25日の後に、G支所の窓口を持参していたと陳述しているが、F市は、当時、同支所を含む市役所窓口での保険料の納付は受け付けておらず、集金人又は口座振替による3か月ごとの納付が原則であり、陳述と符合しない。

さらに、申立期間①は3年6か月、申立期間②は2年7か月に及んでおり、これほどの期間にわたって複数の行政機関における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 2 月 21 日まで
ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間に給与が減額されたことはないので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後に勤務した事業所における採用時の給与額については、同社退職時の給与支給額を参考に決定されたことを覚えているのに、申立期間の標準報酬月額が下がっているのは納得できないと申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、社会保険関係の資料も見当たらない。また、当時の担当者もいない。」と回答しており、同社から申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認する資料を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、回答が得られた 15 人について、標準報酬月額等の記録が相違していると回答した者はいない上、当時の給与明細書等を保管している者もおらず、これらの者から、申立期間当時の同社における保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社を退職した日付までは覚えていないが、同社を退職後、一日も空けずに次の事業所に勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A社に勤務していた。」と申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は、何も保管していない上、当時の担当者もいないので、当時の状況は不明である。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社における被保険者期間が確認できる元従業員のうち、8人から回答を得たところ、うち4人は申立人を覚えておらず、ほかの4人も「申立人を覚えているが、退職日まで覚えていない。」と陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 63 年 2 月 27 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と符合する上、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、申立人の資格喪失日のおおむね前後 3 年以内に記録されている 4 人についても、雇用保険被保険者の離職日は各人の厚生年金保険の記録と符合しており、申立人の記録のみが不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は、「申立期間における給与明細書は保管しておらず、保険料控除について覚えていない。」としている上、前述の回答のあった元従業員8人のうち、申立人と同様に月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失している1人も「自身も給与明細書を保管しておらず、昔のことでもあり、何も覚えていない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便から、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より著しく低い9万8,000円と記録されていることが分かった。申立期間当時の給与支給額は定かでないが、もっと高い額の給与が支給されていたので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主及び申立期間当時の顧問税理士は、いずれも賃金台帳等の関連資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録を見ると、前述の元事業主及び申立人を含む役員3人の申立期間に係る標準報酬月額が、いずれも9万8,000円とされていることが確認できるが、これについて、当該元事業主は「申立期間当時は経営が厳しく、自身と申立人を含む役員3人に対して実際に支給していた報酬は、1か月当たり10万円程度だったはずである。このことから社内において、当該3人に係る標準報酬月額を下げる届出を行うことを了承した記憶がある。」と陳述している上、申立期間当時のA社の経理担当者も「申立期間当時は、役員報酬の一部が未払となっており、事業主と申立人を含む役員3人の実際の給与支給額は、1か月当たり10万円程度だった。そのため、給与からは当該支給額に基づく社会保険料を控除していたと思う。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について遡及訂正等の不適切な事務処理が行われた事跡は見当たらない。

このほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 23 日から 45 年 9 月 18 日まで
② 昭和 45 年 11 月 16 日から 47 年 7 月 20 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 7 日から 48 年 5 月 1 日まで

A 社、B 社及び C 社に勤務していた期間（それぞれ申立期間①、②及び③）については、脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金は請求も受給もしていない。年金事務所で私のものとされる脱退手当金裁定請求書を見たが、その筆跡は明らかに私のものではない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求も受給もしておらず、脱退手当金裁定請求書の筆跡は自身のものではないと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、C 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 48 年 9 月 21 日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失していることが確認できる女性従業員 11 人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 人に支給記録があり、このうち 4 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている。

このことに加えて、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、C 社の社名及び所在地のゴム印が押されていることを踏まえると、当時、同社では事業主が退職する従業員の脱退手当金の請求手続に関与していたことがうかがえ、申立人についても、その委任

に基づき、当該裁定請求書により事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、当該裁定請求書の領収欄には、申立人の記名及び押印があり、領収者である申立人の本人確認を国民健康保険被保険者証により行った事跡が確認できる。

さらに、当該裁定請求書に記載されている脱退手当金の支給額及び支給決定日は、いずれもオンライン記録と一致しており、支給額にも計算上の誤りは無いほか、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 26 日から 34 年 1 月 13 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 2 月 18 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金については請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、同社において被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後の昭和 36 年 5 月 4 日に支給決定されている。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、B 社を退職後、昭和 40 年 11 月に国民年金に任意加入するまで公的年金への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 19 日から平成 15 年 8 月 26 日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料の額よりも低く記録されている。同事業所での給料は、入社当時の手取り額が 25 万円であり、平成 8 年 10 月から退職するまでの期間は、手取り額が 33 万円であったと記憶している。申立期間当時の預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の関係資料を保管していない上、「当時の社会保険事務担当者は死亡しており、社会保険事務所（当時）への届出、申立人の報酬月額及び保険料控除については不明である。」旨回答していることから、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人及び同僚は、申立期間当時のA社の給与は現金支給であったとしていることから、申立人から提出された預金通帳では給与支給額を確認することができない。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13745 (事案 5475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで
② 平成 9 年 11 月 1 日から 15 年 12 月 31 日まで

私が代表取締役をしていたA社における申立期間①の標準報酬月額が、9万8,000円に引き下げられており、また、代表取締役をしていたB社における申立期間②の標準報酬月額が、9万8,000円と記録されている。

当時、月に100万円程度の報酬を得ていたので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしいと申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな資料として、平成7年分及び8年分の所得税の確定申告書控えが見つかったので、再調査の上、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の標準報酬月額は、平成10年10月12日付けで、8年10月1日に遡って訂正されていることが確認できるものの、i) A社に係る商業登記簿及び申立人の陳述から、申立人は申立期間においては同社の代表取締役、遡及訂正日においては同社の取締役になっていることが確認できること、ii) 同社に係る不納欠損決議書及び滞納処分票によると、申立人は同社の代表者として、社会保険事務所(当時)と滞納処理について度々交渉し、また、同社に係る滞納保険料収納の小切手(振出人は申立人)の発行及び差し換えが繰り返されていることから、申立人が主体となっていることが確認でき、申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正の事実を知らずに、滞納金の処理について交渉を進めていたとは考え難いこと等から、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、また、取締役とし

て自らの標準報酬月額の特減処理に關与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとし、既に当委員会の決定に基づき、22年2月5日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、平成7年分及び8年分の所得税の確定申告書控えを提出し、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から新たに提出された資料は、申立人が申立期間に係る遡及訂正処理に關与していないことをうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人の標準報酬月額は、遡って減額訂正された形跡は見当たらず、当初から9万8,000円で届け出られていたことが確認できること、ii) B社に係る滞納処分票により、平成16年11月15日に特別支給の老齢厚生年金の裁定請求を行っているのが確認できるほか、その際、年金支給の始期に合わせ、過去の未納保険料の支払方法について社会保険事務所と話し合っていることも確認できること、iii) 仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、22年2月5日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間当時、月に100万円程度の報酬を得ていたとして申し立てている。

しかしながら、当該主張以外に申立人から新たな関連資料又は周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 23 日から 35 年 10 月 22 日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された昭和 35 年度臨時社員索引名簿から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は「当社が保管している社会保険加入管理台帳には、申立人に関する記録は無い。また、申立人は臨時社員として雇用しており、臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかったことから、申立人についても加入させていなかったと考えられる。」旨回答している。

また、前述の索引名簿に氏名が確認できる同僚のA社での厚生年金保険の加入記録を見ると、同名簿の備考欄に日付と「正社員採用」の記載が確認できる同僚 14 人全員が、正社員採用日又は当該日付から約 1 か月半以内に被保険者となっている記録が有る。しかし、申立人と同様に同名簿の備考欄に「正社員採用」の記載が無く、日付と「依願退職」の記載が有る同僚 5 人には、同社での被保険者としての記録が確認できないことから、申立期間当時の同社では、臨時社員として採用され正社員採用となる前に退職した者は、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、前述の索引名簿に氏名が確認できる同僚のうち複数の同僚は、「臨時社員で採用となったが、正社員採用になるまでは厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の

健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。